

提出期限は1月31日です

平成25年度 償却資産(固定資産税)申告のお願い

工場・商店・農業などを経営している、アパートを貸しているなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。

「申告の対象となる償却資産」

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などをいい、次の6種類の事業用資産です。

- ① 構築物(駐車場・鉄塔など)
- ② 機械および装置
(旋盤・動力配線設備など)
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両および運搬具
(大型特殊自動車など)
- ⑥ 工具・器具・備品
(測定工具・机・椅子など)

「原則として申告の対象にならないもの」

- 土地・建物
- 使用可能期間が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、

一時損金または必要経費に算入される資産

○ 取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、一括し3年間で均等償却される資産

○ 自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクターなど

「申告の方法」

○ 前年度申告をされた方
町から12月中旬ごろに申告書を送付します。平成24年1月1日から12月末日までに増加・減少した資産、または修正を必要とする資産の申告書を提出してください。

○ 今年度新規に申告される方
申告書が税務課資産税係にありますので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付します。

全資産を種類別明細書に記入して申告してください。

なお、事業を行っていない、申告する資産がない場合には、申告書の備考欄に「該当資産なし」と、明記して申告してください。

「電算処理で申告される方」

事業所独自に申告書を作成される場合は、平成25年1月1日現在の全資産を申告してください。

「提出期限」

申告書の提出期限は、地方税法第383条で1月31日と定められています。申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早めに税務課へ提出をしてください。

平成24年中に家屋を取り壊した皆さんは届出を

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。

家屋の新築などに伴い、平成24年中に家屋を取り壊し(一部取り壊しも含む)、家屋滅失登記をしてない方で、

『家屋取壊届出書』をまだ提出されていない場合は、至急税務課資産税係まで提出してください。

『家屋取壊届出書』を提出していたただかないと、取り壊した家屋が台帳に登録されたままとなり、引き続き固定資産税が課税されますので、必ず届出をしてください。

なお、課税対象となつている家屋は、4月に納税通知書と一緒に送付してあります。課税明細書により確認ができます。

所有者が亡くなられたときは

所有者が亡くなられた場合は、相続登記を完了されるまでの間、固定資産税などの賦課徴収および還付に関する書類を受領する相続人の代表者を選び『相続人代表者指定届出書』により町へお知らせください。

問い合わせ先

税務課資産税係

(内線42・43)

ご寄付御礼

杉の子幼稚園 PTA一同様

金 20,000 円

バザー収益金の一部をご寄付いただきました。
善意ありがとうございます。



衆議院議員総選挙のお知らせ

衆議院議員総選挙が次の通り執行されます

未来のために
みんなで投票!

公示日:平成24年12月 4日(火)

投票日:平成24年12月16日(日)

期日前投票

[期 間]

12月5日(水)～15日(土)

[時 間]

午前8時30分～午後8時00分まで

[場 所]

役場町民ホール

※最高裁判所裁判官国民審査は
12月9日(日)からです。



長野県選挙啓発マスコットキャラクター
「ほたりちゃん」

問い合わせ先 御代田町選挙管理委員会(32)3111 (内線55・56)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により毎年12月10日～16日までの一週間は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められています。喫緊の国民的課題である拉致問題など様々な人権侵害問題について、関心と認識を深めましょう。

問い合わせ先 長野県観光部国際化 026(235)7173